

地震津波Ⅰ

(在 園 時)

※ 本項については、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）第 71 条第 1 項にて作成を義務づけられている「避難確保計画」に該当するものである。

緊急地震速報受信

- ・館内放送あるいは大声（ハンドマイク等）で周知する。

地震発生

防護姿勢

- ・ガラス窓や水槽などの重い物を置いてある棚などから離れる。
- ・机やイスの下に入り、机イスの脚を握る。
- ・机がないところでは、何もない真ん中に集まり、「カエルのポーズ」（防護姿勢）をとる。
- ・出入り口を確保する。

屋外退避

- ・教職員は、自信に満ちた声で園児に指示したり励ましたりする。
- ・頭を保護するものが近くにあれば持たせる。
～冬は防寒着を持ち出す。傘やカッパも検討する。～
- ・非常持ち出し品（避難場所に必要なもの）を持ち出す。余裕があれば重要書類を持ち出す。
- ・要支援者、負傷者等の搬送。
- ・「お・は・し・も・ち」を守らせる。
- ・人員確認（園児の健康状態を確認）する。
- ・情報収集に努める。
- ・小さな地震でも津波が発生する可能性があるので、気象情報に注意する。

津波情報発令

- ・ **1 次避難場所へ移動する。（明神小学校運動場）**
 - ※ 移動先を関係機関へ連絡するとともに、玄関等へ張り紙をするなど周知に努める。
 - ※ 周辺住民への声かけをしながら逃げる。
 - ※ 保護者へ連絡 ①安否と現在地 ②警報解除まで待機 ③解除後の降園場所
- ・ **2 次避難場所へ移動する。（明神小学校校舎 2 階）**
 - ※ 津波情報が解除されるまでは親であっても引き渡しをしない。

第 1 波		最大波	
5 0 分	1 m	5 9 分	5. 7 m（約 6. 0m）

（里浦海岸）

津波情報解除

- ・降園路の安全確認をする。

保護者へ引渡し

- ・大災害が発生し保護者に連絡できない場合は、事前に通知してあるとおりの方法で引き渡す。
- ・再開予定を伝える。（できれば文書とする。玄関付近への掲示もする。）
- ・迎えが遅い園児を不安にさせないように、教職員が近くにいて心のケアに努める。
- ・欠席児の安否確認をする。
- ・市教委に報告する。関係機関やマスコミへの対応の窓口を一本化する。

避難所支援

- ・ 小学校と連絡を取り合って、可能な限りの人的支援を行う。

教育再開準備

- ・ 施設設備の安全点検および登園路の安全確認をする。
- ・ ライフラインの状況確認をする。
- ・ 市教委へ報告し、指示を受ける。

地震津波Ⅱ

（ 夜間・休日 ）

地震発生

教職員参集

- ・ 地震津波の規模に応じて、あらかじめ指名されている教職員が参集する。
- ・ 自己の被災や交通の遮断等によって登園できない場合は園長に連絡し指示をうける。

安否確認

- ・ 電話が不通の場合、交通に支障がなければ家庭訪問を行う。

教育再開準備

- ・ 施設設備の安全点検をする。
- ・ 登園路の安全確認をする。
- ・ 市教委へ報告し、指示を受ける。
- ・ 再開予定を伝える。（できれば文書とする。玄関付近への掲示もする。）